

## 「パートナーシップ構築宣言」

当組合は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

#### a. 企業間の連携

外部機関や外部専門家等を活用した当組合独自の幅広いネットワークを活用し、お客さまが抱える多種多様な課題に対して最適なソリューションを提供します。

#### b. IT実装支援

外部機関と連携を図り、専門家派遣や補助金・助成金の申請支援を実施し、お客さまのIT導入を支援します。

#### c. 専門人材マッチング

外部提携先企業と連携し、地域企業の経営課題解決に必要となる経営人材等の紹介や派遣を通じて、お客さまの成長を支援します。

#### d. グリーン化の取組

専門部署を中心とした推進体制を強化し、お客さまの脱炭素化支援など持続可能な地域社会の実現に向けた幅広い活動を積極的に展開します。

#### e. 健康経営に関する取組

「健康経営宣言」に基づき、当組合自らが健康経営に積極的に取組み、そのノウハウを提供することで、お客さまの健康経営に関する取り組みを支援します。

### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

#### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト增加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

## ②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

## ③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

## ④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

### 3. その他

当組合は「地域の魅力をプロデュースし、地域社会の新たな価値創造に尽くします」をパーソスとして、地域やお客さまの課題に向き合い、自己変革を続けながら地域経済の支援・発展に積極的に取り組んで参ります。

2025年7月11日  
長野県信用組合  
理事長 黒岩 清